

広島高速道路公社用地測量等業務入札契約取扱要領

(平成15年9月16日)

〔沿革〕平成26年11月14日改正

令和5年 3月29日 総務部長通達第24号改正

(趣旨)

第1条 広島高速道路公社が発注する用地測量等業務（以下「用地測量等業務」という。）の入札及び契約を行う場合の取扱については、広島高速道路公社会計規程（平成9年広島高速道路公社規程第8号。以下「規程」という。）及び広島高速道路公社契約細則（平成9年広島高速道路公社細則第4号。以下「細則」という。）等、別に定めるところによるほか、この要領の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要領において用地測量等業務とは、不動産の表示に関する登記について必要な土地又は家屋に関する調査又は測量等で、その業務範囲は概ね次のとおりとする。

(1) 調査業務

資料調査（公簿類、地図類、図面類）、現地調査（事前調査）、多角測量、復元測量、画地調整、民有地境界立会、公共用地境界立会

(2) 測量業務

面積測量、境界標設置

(3) 書類の作成

官民境界確認書、民々境界確認書、分筆所在（地形）図、分筆図面、現地調査書

(4) その他

調印業務

(競争入札の実施)

第3条 用地測量等業務に係る契約を締結しようとするときは、一般競争入札又は指名競争入札に付するものとする。ただし、規程第73条第1項ただし書き及び細則19条に該当するときは、随意契約の方法によることができる。

(入札条件の設定又は指名業者の選定)

第4条 入札条件の設定又は指名業者の選定にあたっては、次の各号により設定又は選定するものとする。

(1) 広島県土地家屋調査士会に所属している者であること。

(2) 広島市の競争入札参加資格者名簿（登録種目：司法書士、土地家屋調査士への依頼）に登録された土地家屋調査士（法人を含む。）であること。

(入札保証金)

第5条 入札保証金については、規程第75条第1項第2号の規定を適用し納付を免除する。

(その他)

第6条 広島高速道路公社競争入札等執行委員会での審議、契約保証金の取扱、入札契約情報の公開等については他の業務委託契約と同様に取扱う。

附 則

この取扱は、平成15年10月1日から施行する。

附 則

この取扱は、平成26年11月14日から施行する。

附 則

この通達は、令和5年4月1日から施行する。